

議会運営委員会

平成30年12月10日（月曜日）午前10時35分開会

出席委員（8名）

委員長	吉成伸一	副委員長	相馬剛
委員	森本彰伸	委員	佐藤一則
委員	大野恭男	委員	鈴木伸彦
委員	齋藤寿一	委員	中村芳隆

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議長	君島一郎	副議長	山本はるひ
----	------	-----	-------

出席議会事務局職員

事務局長	石塚昌章	議事課長	小平裕二
議事課長補佐 兼庶務係長	田野恵子	議事調査係長	関根達弥
主査	室井良文		

議事日程

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 協議事項
 - (1)タブレット端末使用基準について
 - (2)議会運営委員会の今後取り組むべき事項について
 - (3)その他
4. その他
5. 閉会

開会 午前10時35分

◎開会の宣告

○吉成委員長 すみません、お待たせをいたしました。

それでは、本会議に続きまして議会運営委員会を開催したいと思います。よろしく願いいたします。



◎協議事項

○吉成委員長 早速ですが、協議事項に入ってまいりたいと思います。

(1)タブレット端末使用基準について、みなさんのお手元の資料をごらんください。

前回示させていただいたものが項目ごとにそれぞれ箇条書き程度にあったものを端末の使用基準ということで1条から14条までということで条文化されております。

それでは、関根係長のほうから説明をお願いいたします。

係長。

○関根議事調査係長 それでは説明いたします。

資料につきましては那須塩原市議会タブレット端末使用基準をごらんいただければと思います。

先ほど委員長さんからお話がありましたとおり、前回まで項目立てして箇条書き程度にお示した内容について、今回例規的な形をとりまして整理したものとなっております。

2点ほど大きな変更がございますので、そこを中心にご説明させていただきます。

1点目の資料の4ページ、5ページをお開きいただければと思います。

第4条に規定してございますタブレット端末の

破損、紛失の際の届け出関係の様式、それから第9条に規定してございますアプリケーションソフトの追加につきましての様式を新たに報告資料として追加させていただいた次第でございます。

もう1点目の変更が、若干小さい話ではあるんですが、前回第2条の定義の中で、使用者というところを市議会議員と事務局職員と、それから議長が許可した者というふうにさせていただきました。主に想定しておりましたのは、議案を提出する総務課の担当ですとか防災担当の職員、それから情報担当のシティプロモーション課担当なんかを想定して議長が許可した者というところを項目立てしておりましたが、この使用基準の中で使用者、例えば第3条を見ていただきますと、使用者にタブレット端末を貸与するというふうなところと不整合を起こしてございましたので、2条の議長が許可した者というふうなところを削除しまして、そこについては運用の中で決めていくことでいかがかというふうなことにした次第でございます。

それ以外につきましては、先ほど委員長さんからあったとおりの項目立てについて例規的な整理した内容となっております。

説明としては以上とさせていただければと思います。

○吉成委員長 今、皆さんにぱっと資料をお目通しいただいて、何かありますかというのものなかなか厳しいとは思いますが、この後それぞれまた精査をしていただいて、また会話の中でも意見交換をしていただいて、最終決定をしていきたいと思っております。

最終決定に関しましては、18日に議運を開く予定となっておりますので、その際に皆さんからのご意見をいただきながら、微調整があれば調整をして、それで決めてまいりたいと思っておりますので、

本日はこのような形でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは、続きまして(2)のほうに移ってまいりたいと思います。

議会運営委員会の今後取り組むべき事項について。

前回、それぞれ今回の那須塩原市議会基本条例の検証結果から、今後取り組むべき事項ということで幾つもの項目があって、それをそれぞれこの我々の任期中にやるもの、それからその後やるもの、それから2年間、あと我々の任期自体が2年数カ月あるわけですが、その中で結果を出す、検討していくというそういった3つのパターンに分けたわけですが、そのうちの(2)に関しましては、今年度我々このメンバーの中で協議を進めるという事項について、あらあらの案をつくらせていただきましたので、ここでそれらの説明をさせていただきたいと思います。

まず初めに、取り組み実行計画について、これについて係長のほうからお願いをいたします。

係長。

○関根議事調査係長 それでは、取組実行計画についてというふうなペーパーで説明をさせていただければと思います。

今、委員長さんからありましたとおり、まずは現状の確認、そんなところから始めさせていただければと思います。

1番の取り組みの位置づけというふうなことで、本市の市議会基本条例には(1)にありますとおり、第20条に議会制度及び運営の見直しということで議会は制度や運営の方法について継続的な見直しを行いますよというふうなこと、それから(2)にありますとおり、21条において必要に応じて条例の目的が達成されているか検証し、必要と認められる場合は適切な措置を講じる、そんなふう

に規定されているところでございます。

これをもとに、これまでの検討状況、取組状況ですけれども、具体的に申し上げますと、議会基本条例の検証をしていただいた中で検討していただいたことになっているかと思います。

(1)から(4)はPDCAサイクルシートの内容となっております。

まず、(1)の検証につきましては、事務事業評価を行いましたことから、取り組みの振りかえり評価、それから具体的な改善策の検討につながったというふうなことが挙げられます。

一方で、課題としまして、検証時期が定められておりませんので、継続的なマネジメントサイクルになっていないというふうな課題が挙げられてございます。それに対する改善点として、取り組み評価についてはマネジメントサイクルとなるようなシステム化が必要とされております。

なお、今後の方向性として、取り組みに関する条文について定量的な評価指標を設け、毎年度フォローアップをし、改善策をもとに次年度以降の成果評価指標にフィードバックするというふうにされているところでございます。

その文脈等合うような形にはなりますが、中村先生からもアドバイスをいただいている中で、大きく申し上げますと、議会基本条例と実行計画を分けるということで、条例の検証と事務事業評価を分けたほうがいいんじゃないですかというふうな第三者評価、アドバイスをいただいたところでございます。

具体的に申し上げますと、議会基本条例に基づく実行計画、議会や常任委員会としての年間活動計画を作成し、具体的な活動は実行計画を検証したほうがいいんじゃないでしょうかというふうな第三者評価をいただいたところでございます。

それらを受けまして、4番にありますとおり今

後の具体的な取り組みとして、2のこれまでの検証状況、検討状況を踏まえ、条例の検証ではなく、議会自身の事務事業評価ツールとして取り組んでいくための取り組み実行計画を考えてはどうか、それと2番として事務事業評価をサイクル化、つまりは毎年度評価するために定常的な評価指標を設定してはどうかというふうな内容になってございます。

2ページ目に移ります。

5番にありますとおり、では具体的な年間活動計画、目標をどうやって作成していくかというふうなことですが、大きく2項目挙げてございます。

1点目がホチキスどめで後ろについておりますP D C Aサイクルシート、こちらの左上の部分と言えいいでしょうか、A4のこれを見ていただいて、左上の(1)プラン（計画）と青い部分、この記載内容をベースとして、よりわかりやすい資料になるように、成果指標を数値化、定量化するというものでございます。中村先生の検証にもありましたとおり、この目標の設定のところ非常に大事で、点数化、70点なり50点なり点をつけるとなると、100点というのはどういう状態なのか、50点とはどういう状態なのか、30点とはどういう状態なのかわかるような目標でない、市民にわかりにくいんじゃないですかというような検証、それから研修でもそんなご指摘があったかと思えます。

それを受けまして、例示ですけれども、今ある(1)プラン（計画）の部分について、これは議会基本条例の3条の3号を明示しておりますけれども、現在成果指標として①議会審議に必要な知識習得機会の増加、②独自政策の立案の増加、③独自政策の提言の増加としてあるものを、例えばですけれども①については条例等に係る研修の開催、受講を3回とか、②番については独自政策の立案3

件とか、独自政策の提言5件とか、そういった形での具体化した成果指標の設定が必要ではないかと考えられるところでございます。

では、この立案というのはどういふうに数えるかというのは、またちょっと後段で少し関連するところがございますので、後段で説明させていただくとして、まずはこういった数値化が必要ではないかというようなところが(1)でございます。

(2)につきましては、中村先生からもありましたとおり、条例の検証ではなくて取り組み行動の評価だよというふうなところでございまして、実は検証の中でも条例ごとに評価はしましたが、こちらにありますとおり段階評価及び管理評価一覧というところで、大項目、それから中項目に整理して状況がどうかというふうな見方をしてございます。ですので、今回作成を検討する取り組み計画につきましても、条例の項目だけではなくて、こちらを大項目、中項目ごとにカテゴリーをし直して、似たような項目は一つにしていく、そんな整理をして議会の事務事業評価を図っていったらどうかというふうな提案に(2)のほうはなっております。

最後に今後のスケジュールですが、先ほども申し上げましたとおり、マネジメントサイクルということで毎年度取り組んでいくということになりますと、平成30年度、今年度についても取り組む必要があるだろうと考えております。

ただ、既に12月を迎えてございますので、来年度30年度の振り返りをするときには、前年度ベース、つまりは平成29年度ベースのプランで評価せざるを得ないだろうと。ただし、31年度分については、来年の4月ごろまでにこの議運の中で具体的な目標値を設定できれば、32年度に評価をする際に、先ほども中村先生からあったようなわかりやすさに配慮した評価ができるのではないかと、そ

んなふうを考えているところでございます。

簡単ですが説明は以上です。

○吉成委員長 ありがとうございます。

今、係長のほうから説明いただいて聞きました。

今回検討で外部評価をいただいた中で、最も中村健先生が重要ということに関しましては、今、説明したとおりです。取組実施計画をつくるべきだという提案をいただいておりますので、前回もこれらについては今後検討していきましようということでした。了解を得ているわけですが、それらを具体的にしていくために、きょうは前段での説明とさせていただきます。

例えば、ちょっと2のほうを開いていただいて、我々がPDCAサイクルの中でやったプラン（計画）、説明があったとおり、ここでは事例として一つ第3条の3項を出しているわけですが、これを例えばの四角のほう見ていただくと、条例等に係る研修の開催、受講3回、それから議会からの独自政策の立案を3回、それから議会からの独自政策の提言が5件となっているわけです。これは現実の数値としてこうでしたということになるわけです。

じゃ、これをプランの中で目的、目標、それを100%はどこに置くかというのを今後検討していかなければならない。それによって明確になってくるわけです。

残念ながら今回の検証の中では70%とか50%とか30%という、余り具体的な形では示すことができませんでしたが、今後検証していく際にはここが明確になっていけば、非常に楽なのか、一度つくるまでがちょっと苦労しますけれども、今後に関しましては非常にわかりやすく検証が進む、それから実際に活動計画としてここまでいっているのかというところがよくわかると思うんです。それらを今後皆さんと協議をしながら進

めていきたいなと思います。

今後のスケジュールということでは、来年4月までにはこれを具体的な目標数値として出していきたいと思っておりますので、これについても今後ちょっと目を皆さん通しておいていただいて、さまざまご意見をいただきながら進めてまいりたいと思います。

この中で何かお聞きたい点があればお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤委員 そうすると、今の説明はわかったんですが、これは実績としてそれぞれ①から③、3回、3回、5件ということで、これが何%ということになると非常に難しいということで、結局100%を何件に置くかということを考えるということで、その辺について、じゃなぜその回数が100%になるのかということも考えなくてはならないということでしょうか。

○吉成委員長 全くそのとおりで、そこが非常に悩ましいところなんです、皆さんでちょっと知恵を出しながら目標設定してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

そのほかにございますか。

それさえクリアできれば、実際にはそんなに難しくないと思うのですが、そこは非常に難しい部分かなと思います。

じゃ、この点についてはよろしいですか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 ほかございますか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ、すみません、次に移行させていただきます。

白丸の次になりますが、議会からの政策立案、提言（政策形成サイクルについて）、これも資料ありますが、前回我々は視察の対象として会津若

松市議会に視察に行ったわけですが、それらを参考にして今回あらあら流れというものを、今後進めていく中でどういったことが必要かというので、ちょっとつくってみましたので、これについても係長のほうからの説明をお願いいたします。

係長。

○**関根議事調査係長** それでは議会からの政策立案、提言（政策形成サイクルについて）によりまして説明を進めさせていただきます。

まずは1番、那須塩原市議会における位置づけと申しますか、取り入れる姿勢を議会基本条例のほうから改めて組み直してみたのが1番でございます。おおむね4つの流れがございまして、1つ(1)として3条に議会としてという部分で独自政策の立案、提言に取り組むというふうなこと、4条に議員というふうな中で、ここでは直接政策の立案、提言というふうにはありませんが、資質の向上、それから研修活動というふうなのがあること、それから5条に委員会として政策立案、提言を積極的に行うものとされていること、それと(4)番6条に会派として調査研究及び政策立案、政策提言というふうな位置づけがあるというふうなところが那須塩原市議会の位置づけ、取り組み姿勢となっておりますのでございます。

これまでの状況、検討条件につきましては、先ほどのペーパーと同じですが、議会基本条例を検証した中でのPDC Aサイクルシートからの検証課題改善点を今後の方向性になりますが、検証としては独自政策の立案に向けて調査研究は進んでいるだろうと、一方で課題としてそのスキルが不足しているんじゃないか。改善点として、法制、司法に関するスキル向上を図る必要がある。それともう一つ、政策の立案、提言方法をシステム化しているようなところ、それと第1段階、第2段

階、第3段階という仕組みづくりをつくるというふうなこと、この2点が大きな改善点として示されたところでございます。

(4)番につきまして、今後の方向性ということですが、改善点の1つ目のぼちにつきましては、今年度始めていますので、内部検証を含め一定の対応を既に始めているところでございます。

ぼちの2つ目のところの独自施策の立案、提言のためのマニュアル化づくり、つまりは先ほどのシステム化というふうな部分と、仕組みづくりというふうなところが今後の課題なんだろうというふうに捉えているところでございます。

そんな課題を受けて、過日会津若松市議会を議会運営委員会として行政視察し、(1)から(4)のテーマについて行政視察をいただいたところでございます。

この中で、特にこのテーマについては(2)の政策形成サイクルについてという中で、課題発見から政策立案までというところ、それと政策討論会の設置というふうなところ、そして、政策提案へどうつなげていくかというふうなところ、そんなところが大きなテーマとして掲げられたものというふうに認識してございます。

その中で、今のところについて少し詳しく申し上げますと、後ろの面を開いていただいて、この会津若松市議会さんのほうから資料でいただいたものをそのままコピーして張りつけたものでございまして、特徴的なところとしまして、意見交換会を全てのスタートにするというふうな部分、それから、政策討論会というふうなところを設けるというふうなところが特徴として挙げられていたかと思えます。

その中で、4番にありますとおり、今後の具体的な検討の方向性ということで、大きく最初に課題のところ、改善点のところを申し上げたとおり、

システム化というふうなところと、仕組みというふうなところの中で、一つは(1)にありますとおり、政策立案、提言方法のシステム化ということで、政策形成のためのシステムとしての組織だとか仕組みづくりを検討していく必要があるのではないかと。例えば会津若松市議会さんでいうと政策討論会というふうなところに当たるかと思います。

それと、②については政策形成における既存組織等の役割の整理というふうなところで、先ほど申しあげましたとおり、会津若松市議会さんでいうと意見交換会を全ての政策提言のスタートに位置づけているというふうなところがございます。

というふうな大きなシステムというところの話と、(2)として政策立案、提言のためのマニュアル化ということで、課題、問題等抽出してから調査研究シート等の作成検討というところがございます。

これは、先ほど取組実行計画の中で、例えば目標の一つとして議会からの独自政策の立案3件とか、提言5件というふうな掲げ方はどうだろうというようなことでご提案申し上げたところがございますが、実際この立案だとか提言とかを数えるのが非常に難しい。難しいといいますのは、それが最終的に議会から出した条例とか、議会から出した何かしらの形を持っているものであれば数えるのは簡単なんですけど、課題のところでも出ましたとおり、調査研究は一定程度進んでいても、最終的な条例まではいってない。今の仕組みの中ではゼロか100かということ、100まで行ってないとか何もしていないようにも見えてしまう部分がありますので、こちらの(2)にありますとおり、調査の状況を見える化して、それを活動指標のほうにもはね返して、その中でどの程度進捗があるのか、どの程度の取り組みになっているかというふうなところをわかりやすく明らかにする、そんな仕組

みもあわせて考えていく必要があるんじゃないかというふうなものになってございます。

簡単ですが説明は以上でございます。

○吉成委員長 ありがとうございます。

わかりやすくということで、今回はせっかく視察に行きましたので、会津若松市議会における政策形成サイクルについて、このような一つマニュアル的なもので出させていただきましたが、当然これはあくまでも参考ということですから、今後那須塩原市議会版のこのようなものをつくっていかねば当然ならないわけですね。ですから、この作業もそんなに簡単にできる作業ではないわけですねけれども、やはり今後についてはこれまで以上に政策立案をし、また条例も提案していこうということになれば、もう明確なものは、フロー的なものは当然ですけれども、そのほかに決めごとも必要でしょうし、それからどういった組織で検討を進めるか、そういったことも細かく決めていかなくちやなりませんので、それらもお示しをなるべく案がつくれれば、そういったものをお示しをしながら、この協議の場で進めてまいりたいと思いますので、その点もよろしく願いをいたします。

この点については何かございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 じゃ次、続きまして、資料のほうをざらんになっていただきたいのですが、次に関しましては、文書質問についてということで資料を検討しております。

これについても係長のほうから説明をお願いいたします。

係長。

○関根議事調査係長 それでは、文書質問についてこののをペーパーで説明をさせていただきます。

文書質問については、ご存じのとおり、基本条例の検証の中であり方を含めて検討するというようなところでの評価となつてございますので、制度とこれまでの議論の整備という振り返り点のところから議論を進めさせていただければと思つてございます。

1番の(1)、改めてですが、文書質問とはどのようなところでもの本によりますと、こちらに書いてある3つが挙げられてございます。

その中で役割としましては真ん中のぼち、文書質問は口頭による質問を補完する場合に認めることができるというふうになされているところでございます。

一方、那須塩原市議会における位置づけというふうなところを議会基本条例の中から見ますと、9条にその文書質問が位置づけられておまして、9条の3号の中で、議員は会期中または閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができるというふうになつてございます。ただし、現在制度を運用するためのルール、要綱ですとか規定等は設けられていない状況でございます。

このような状況の中、今、申し上げた議会基本条例を検証する中では、おおむね(3)にありますとおり2つの部分での意見を頂戴してございまして、大きく一つは条文は必要等とする意見、もう一つは条文は必要ない等とする意見でございます。

主な内容を拾い上げましたところ、条文は必要とする意見につきましては、議長経由ではないが既に行っている、執行部とのやりとりは文書質問に当たっている、実施的にもうやっているんだよというような意見があつたかと思つます。

そのほか②につきましては、選択肢として残しておくべきだ、③として閉会中に議会として執行部の公式見解を確認する手段として検討するべき

だというふうな主な意見があつたかと思つます。

一方で、必要ないとする意見としましては、一般質問が40分、回数制限なしのため必要ない、文書質問の目的、必要性がわかりにくいというふうな意見があつたように聞いております。というふうな議論の中で、検証結果はご存じのとおり段階評価2、管理評価1というふうなところになつてございます。

そのPDCAサイクルシートの中の改善点や方向性については、最初のところともかぶりますが、改善点として文書質問の必要性を検証し、実施に当たっては円滑な運用を図るためのルールづくりを検討する必要があること。方向性においては、文書質問のあり方とあわせて執行部との調整や運用方法のルールづくりについて調査研究を検討するというふうになつたところでございます。

後ろのページをごらんいただければと思つます。

そのような中から、今後のあり方を考える中で、改めて文書質問の役割機能、それから必要性を整理させていただいたところでございます。

(1)の表は、許可される質問の種類と役割ということで、説明するまでもございませぬが、大きく質問を一般質問、緊急質問、文書質問というふうに分けてございます。

当然に、一般質問は会期中、緊急質問も会期中、文書質問は会期中または閉会中というふうな整理をしてございます。

許可される内容につきましては、どれも市の一般事務にかかわるものになりますが、緊急質問であれば緊急その他、真にやむを得ないときというふうに限定されるほか、文書質問も各議会の規模にもよりますが、おおむねそのような取り扱いをしているのではないかと考えてございます。

許可に必要な手続に関しましては、通告が必要な一般質問、それから議会の同意が必要な緊急質

問、そして議会、議長を経由する場合などの文書質問というふうなことになってございます。

これらの役割、機能を整理して申し上げますと、破線で囲んでありますとおり、質問は原則として会期中に一般質問により行うのが原則だと。ただし、緊急正当なる場合には、会期中に動議により議会の同意を得て緊急質問を行うことになっております。

ただ、緊急性があるにもかかわらず、会期中でない、または回答、答弁に時間を要する等の理由で緊急質問ができない場合には、補完機能としての文書質問が役割がある機能を果たすことはできる、そんなふうに整理してございます。

それをイメージ化したのが(2)の質問が許可される期間ということになってございまして、先ほど申し上げたとおり、青、黄色の一般質問よりも緊急質問のほうが当然緊急性が高く、さらに文書質問は緊急性がさらに増すというふうな中で、大きく横軸に文書質問、緊急質問、一般質問ができる期間をカラーで表示しておりますが、より右へいく質問のほど緊急性が高い、そういうふうに整理できるのではないかというふうに考えてございます。

というふうな役割、機能がある中で、じゃ実際に文書質問の必要性、実際問題どういうふうに使えるのか、リアリティーがあるのかというふうな部分を考えてみたときに、必要な場面として水害、地震等の災害時や事故等の責任問題発生時において、執行部の公式見解や二元代表制の一翼を担う議会の市民に説明するための情報を得る、そういった重要な事項を確かめる必要があるときの質問手段として、必要性はあるのではないかというふうなところを挙げてございます。

具体的な事例としましては、3月の議会運営委員会の中でも水道水の異臭問題、そんなところが

業務の中で出てきたとこだと認識してございます。

一方で、文書質問について必ずつきまといまわりのがデメリットというふうな中で、先ほど申し上げた質問の緊急性のあるもののみを補完的に使うことができるというふうな制度の理解が十分でない、文書質問の内容、つまりは不必要な多発も起こる可能性があり、実際ほかの団体でそのような事例も見受けられるところでございます。そうなりますと、文書質問の内容により行政が麻痺する可能性があるというふうなところもデメリットとして掲げられているところでございます。

これらの政治状況、デメリット、メリットを踏まえて、3にありますとおり議会基本条例検証中の論点について、今後の方向性をご議論いただければ大変ありがたいと思っております。

説明は以上です。

○吉成委員長 ありがとうございます。

これまで行ってきた議論があるわけですので、それはもう振り返りながら考察に入れていただいて、このような形で今回お示ししました。

特に、裏面のほうの2のほうの(2)の質問が許可される期間、その前にもありますけれども、あとは役割ということですね、その部分だと思うんです。一般質問、この順位を見ていただくと、緊急性ということですから、緊急性に関して言えば、やはり一般質問というのは限られた年4回あるわけですから、緊急性がそう高いものではないわけです。動議を伴う緊急質問ということであれば、これは当然緊急性があるから、動議をかけるわけです。それでも、それは当然会期中でありますので、会期中じゃなくて非常にこれは緊急性があるといった場合に、今のところは我々には方法がないわけです。それを基本条例の中でうたっているにもかかわらず、残念ながらその運用マニュアルというのをつくってなかったもんですから、基本

的にはやはり必要だよと。そのためにはマニュアルは必要で、この文書質問に対する当然理解も皆さん協議していかなくちゃいけないので、そういった観点から言って、最も緊急性が高いのが文書質問というつくりにはなっているわけです。

ですから、今後この文書質問についてこれから議論を当然進めていって、最終的には運用ルールというのを決めていかなくちゃいけないと思うんですが、どっちにしても各会派でこれをもとに少し意見交換をしていただいて、理解を深めていただいて、最終的な運用ルールまでたどり着いていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この点について何かございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 では続きまして、次の資料に移ってまいりたいと思ひます。

会期のあり方について、これについても係長のほうから説明をお願いいたします。

係長。

○関根議事調査係長 こちらにつきましては、前回11月22日の議会運営委員会の中でお示しました今後取り組むべき事項の整理についてという表の中で、通年議会の調査研究及び検討としたところの内容でございます。

ただ、通年議会、議会の通年制の個別の議論、個別の制度に入る前に、まずは会期のあり方を検討していただいて、会期の今の課題とあるべき姿をご議論いただいてから、それらの制度の具体的な検討に入っていくのがよろしいのではないかと、このように思ひます。会期のあり方というふうなテーマで今回のペーパーをおつくりしてござい

それでは、説明させていただきます。

1番にあります会議、会期の現状というところはこちらに書いてあるとおりでございます。

2番の現在の会議、会期の課題としまして、一つは概念的なところで、会議の招集権が市長にある、つまりは二元代表制の一翼を担う議会のスタンスとしてどうかというふうな課題が(1)の意味合ひでございます。

(2)番以降は実務的な実質的なところになってございまして、定例会は3カ月に1度のため、行政視察を展開しているのがおくれるおそれがある。

(3)専決処分、地方自治法第179条の専決処分ですが、こちらのように議会の審議を経ずに意思決定がされる場合があること、それからこれも中村先生の先日の研修にもあったかと思ひますが、災害や事故等の緊急対応について議会が関与であったり内容を確認することは困難というふうなところが課題として挙げられているところでございます。

これらへの対応としまして、大きな考え方の中では、(1)については、議長が主導的に議会を開催できる仕組みを導入することで対応できるのではないかと、(2)から(4)につきましては、会期を長くする、今23日というふうな平均で書いてありますが、これを24、25というケースもあるでしょうし、通年議会でいけばずっとというケースもあるでしょうし、会期の通年制のように、例えば1カ月に1回とか、そんなケースもあるとは思ひますが、また追加で設ける、そういった仕組みを導入というふうなところが大きなところでの対応として考えられるのではないかと、このように思ひます。

では、その(2)から(4)の課題に対応する部分、会期を長くする、追加で設けることについてのメリット、デメリットを整理しましたのが4番のとこ

ろでございます。

メリットとしましては、議決の機会、タイミングがふえますので、意思決定、施策展開のスピードアップが図れるのではないかと。

(2)番につきましては、専決処分が減少することにより、議会による意思決定が増加するのではないかと。

(3)につきましては、緊急対応への関与が増加するのではないかとというところでございます。

一方で、デメリットとしまして、執行部職員の議会对応、事務量の増加。それから議会对応に時間がとられることによって、結果的に市民サービスの提供者であります執行部の行政市民サービス提供のマイナス影響が生じるのではないかと。そんなところが議論としては整理されているところかと思えます。

そのような中で、会期を長くする、追加で設けることの必要性、現実にはどのような利点があるのか、リアリティーがあるのかというような部分を、少し具体的な事例で整理しましたものが5番でございます。

(1)番につきましては、補正予算の議決及び事業執行スピードアップでございます。

事例として2つ掲げてございます。

例えば当初予算編成を3月に補助内示があつての補助事業の予算計上と事務事業執行の場合、これは当然に当初予算に計上されていないというような場合でございます。現状としましては、ことしの6月補正にもあつたかと思えますが、6月定例会に補正予算を上程、議決し、実質的に7月から事業実施をするというふうなのが現行の対応かと思えます。これを会期を長くする、または追加で設けることによって、早期の補正予算議決と事務事業執行が可能なのではないかと。

同じように、事例の②で言いますと、国の景気

対策による補正予算が編成されたような場合、現状ですと次の定例会まで待つか、市長のものについては予備費とか専決ですとか、臨時会が開かれて対応されているところかと思えますが、これにつきましても、先ほどと同じようなメリットも考えられるのではないかとというような予算上のメリットというような部分でございます。

後ろを見ていただきまして、ただし、ポイントとして考えていますのは、ちょっと中村先生の講義の内容と若干違うところもあるんですが、例えば補正予算の上程については執行部職にとって特に財政のものですとかその部門にとっては事務負担となるほか、議会对策の担当課の議会对策の準備、対応にも多くの時間を費やされております。このため、災害時の緊急対応に係るものは、分けて検討する必要があるのではないかと、つまりそこについては専決を部分的に認めるとか、そういったことも分けて議論を整理する必要があるのではないかとということのポイントとして掲げてございます。

その理由、視点としまして、会期を長くする、追加で設けることのアウトプットは議会による意思決定、議決がふえるというようなことでございますけれども、これは中村先生のお話にあるとおり、その先に見せるもの、意図するところはあるとアウトカムの部分でやって、それは市民サービスの向上でありますので、マイナス影響とのバランスを十分に見極めた上で、さきほど部分的に例外扱いをするとか、そういった検討をすることが非常に大切になってくるのではないかとというふうにポイントとして掲げさせていただいたところでございます。

(2)としまして、計画の議決より実施のスピードアップということで、事例として2つ掲げさせていただきました。〇〇計画というふうにあります

が、今年度の中で言いますと、早いころにありました導入促進計画というのが産業観光部サイドからあったかと思えます。その計画を市が申請しないと、市内の事業者さんが有利な補助を活用できませんよというふうなおおむねの内容であったかと思えます。それにつきまして議会基本条例11条による取扱い等をこの議会運営委員会で審査していただいたところですが、現状ですと次の定例会まで待てない場合は全協で報告したり、そのような内容の言葉が11条の説明の中でもあったように記憶しております。

そういうわけで、全協で報告というふうなことに現状なりますが、会期を長くする、追加するというふうなことであれば、早期の議決と国への提出、計画の適用が可能になりますので、全協への報告ではなくて、議会の審議に議決というようなところを得られる可能性が高まるのではないかと考えております。

②にありますのは、同様に団体との協定につきましても早期の締結により早期の適用が可能ではないかと考えておりますが、これも先ほど申し上げたポイントと同じように、個別具体の例の中で、何から何までというふうな形にしてしまうと、場合によってはマイナス影響があるのではないかと、そういうところがありますので、そこは慎重に議論していただいたほうがよろしいのではないかと、そんなふうに考えてございます。

それと③番につきましては、契約の議決及び事業実施のスピードアップということで、大規模な工事請負契約の本契約を締結する場合、仮契約を本契約にする場合、議会の議決が必要となっているケースがございます。

現状では、次の定例会まで待つか、臨時会を開くかというふうなことになっておりますが、会期を長くする、追加することで、早期の本契約の締

結と事業着手が可能になるのではないかと、というふうなメリットが考えられるところでございます。ただし、これにつきましてもポイントで考えたところは、同様の対応をする必要があるのではないかと、というふうに考えております。

これら具体的な制度の必要性、リアリティーなんかを検討した中で、今後の方向性としまして、(1)として二元代表制の一翼を担う議会の役割、スタンスを反映させるような仕組みの検討、それから(2)としまして、これも先ほどポイントで申し上げましたが、アウトカムが市民福祉の向上ですので、それに十分留意した上で、先ほど4番で出てきました会期を長くすることのメリットを最大化し、一方でデメリットを最小化するような仕組みと運用ルールをできるだけ個別部隊に研究検討していくというふうなことを掲げております。

なお、③にありますとおり、アウトカム、イコール市民福祉の向上の観点ですので、市民サービスの提供になる執行部と業務調整を実施することが不可欠ではないか、そんなふうに考えてこのようなペーパーとしたところでございます。

説明は以上です。

○吉成委員長 ありがとうございます。

もうこの会期のあり方についてということで、この件に関しては、前回の議会活性化検討特別委員会の中で検討を次の議会ということテーマにして行ってきたわけですが、前回に関しては見送りということになっておりました。

君島議長のほうから提案がありまして、改めて検討してほしいということでしたので、これに関しましてはこの基本条例の検証の中で出てきた項目ではなく、議長のほうから提案された中でのごつくばらんと言えば会期のあり方と、その一つの方法として通年議会であったり会期の通年制であったり、それから神戸市議会みたいに会期を2期

に分けているようなところもあるわけです。それらの議論を今後進めてまいりたいと思います。

ただし、前回もお示しをさせていただいたように、これは緊急的に決められることではございませんので、少し長いスパンを考えていただいて、我々は4月いっぱいということになります。その先の新たな議会運営委員会等で検討していただくということですので、我々の議員の会期中での検討というようなことになってまいりたいと思います。

これについても改めてまた協議を十分していただいた中で、方向性を見出していきたいと思いますので、この点もよろしくお願いします。

これらについてはよろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○吉成委員長 では、以上とさせていただきます。

それでは、(3)のその他についてにまいりたいと思います。

その他に関しまして事務局のほうからございますか。

補佐。

○田野議事課長補佐 それでは、来年の3月の定例会に提出予定の議会発議提出させていただく議案についてご説明させていただきます。

平成30年人事院勧告に伴う議員の期末手当の改正の実施についてでございます。

趣旨についてでございます。平成30年の人事院勧告に基づきまして期末手当を改正するため、関係条例の一部を改正するものでございます。

2番の平成30年の人事院勧告の内容でございますが、ボーナスを引き上げ0.05カ月でございます。民間の支給状況等を踏まえまして、議員の期末手当を引き上げるものでございます。

次に、市の職員につきましては、今回の12月の今期の定例会におきまして改正し、可決を見てい

るところでございます。

本市議会の対応としましては、3月の定例会に期末手当の支給月数の改正を行いまして、期末手当の月数を0.05カ月引き上げます。今年度につきましては、12月分に支給すべき期末手当の部分を0.05カ月と引き上げるものでございます。その分につきましては、3月に差額分として支給するものでございます。

31年度以降につきましては、期末手当年額の改正を受けまして年額3.35月のうち、6月と12月の期末手当が均等になるように、1.675月ずつになるように配分するような改正のほうを考えております。

改正する条例につきましては、那須塩原市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を行うものでございます。

以上でございます。

○吉成委員長 ありがとうございます。

実際には3月、委員長が出すということなんです。やはり例規審査等もいただかなくちゃいけませんので、改めてきょう説明を聞かせていただきましたので、その点よろしく願いいたします。そのほかございますか。

課長。

○小平議事課長 平成32年1月21日、任期満了に伴う市長選がございます。市長の任期なんです。32年1月21日火曜日までとなっております。この任期に対して、選挙を平成31年12月22日日曜日、平成32年1月20日月曜日の間に行うこととなっております。

これにつきましては、選挙管理委員会事務局のほうからお願いでございます。

それで、12月22日から1月20日月曜日の間で選挙日程を組む中で、この資料2ページをお開きください。真ん中辺にメリット、デメリットが書い

てあります。

12月20日はちょっと省かせていただきます。12月29日に選挙日を設定すると、世の中全般が年末年始休暇となり、選挙ムードが薄れ、投票率低下が懸念。

1月5日について設定しますと、12月29日が告示日となることから、選挙期間が年末年始期間となり、想定しづらい。

1月12日に想定しますと、3連休の中日になるため、観光やレジャーに出かけることが予測され、投票率低下が懸念されます。

1月19日になりますと、告示日が3連休中日となることから、入場券の到着が水曜日以降と遅くなる懸念があるということで、それで12月22日ですけれども、3連休中日のため、観光やレジャーに出かけることが予測され、投票率低下が懸念されるということになっておりますが、12月23日につきましては、本来天皇誕生日で祝日となったわけなんです、来年度31年4月30日施行の天皇誕生日の改正で、12月23日は祝日にならないということが決定しておるとのことでございます。そういったことから、12月22日については3連休中日ではなくなるということで、デメリットが消滅するというので、選挙管理委員会といたしましては、12月22日を市長選挙にしたいということでございました。

12月22日が選挙となりますと、12月の定例会が関係してくるわけなんです、12月の定例会、来年度なんです通常どおりいきますと11月29日金曜日が開会となりまして、12月19日水曜日が最終日になります。そうしますと、市長選挙の告示日が15日ということで、議会開会中に告示日が重なってしまうということから、選挙管理委員会のほうから12月定例議会については1週間前倒ししてもらえないかということで、本来11月29日金曜日

の開会のところを、11月22日金曜日開会をお願いできないかということで相談がございました。

11月22日金曜日が開会になりますと、閉会につきましては12月12日木曜日となるということで、告示日の15日前には閉会できるという形になります。

これにつきまして、本来は11月29日でございますが、できれば11月22日をお願いしたいということで話していただければと思っております。

それから、あわせまして、来年度5月に臨時議会がございます。議長選、副議長選、各委員会の改選等を伴う臨時会が5月に予定されています。

後ろにもカレンダーがあるんですけども、来年は4月5月と10連休、4月27日から5月6日まで10連休となることが決定されております。本来5月の臨時会につきましては、連休明けの金曜日に行われているわけなんです、今回そのような形、10連休の後ということになりますと、3日間しか準備するところできません。そういったことから、こちらにつきましても15日過ぎ、このあたりで臨時会を開催してみてもという案がありますので、よろしく審議していただければと思います。

それが以上です。

○吉成委員長 ありがとうございます。

今、2点にわたって説明をいただきました。

1点目に関しましては、市長選挙に伴う来年度の12月議会の日程変更のお願いが選挙管理委員会のほうからありました。その説明をいただいたわけです。

やむを得ないのかなという気がいたします。ことと同じようにやれば12月18日が最終日ということになりますので、そうすると22日が投票日ということになりますと、15日が告示になってしまいますので、議会中の告示というのはちょっとこ

れはふぐあいがあるんじゃないかなという気がいたしますので、この点についてそれぞれ会派のほうで検討していただければと思います。

それからもう一つ、来年の臨時議会に関するやはり提案だったんですが、本来であればもう少し早い時期に臨時議会はこれまで開催されてきたわけですが、来年は5月が10連休ということがありますので、それらを加味するとやはり日程的には少し変更して、理想としては5月15日水曜日、ここを臨時議会の予定日としたいという提案ございました。

これについても各会派で協議をしていただいて決めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今、3つに關しまして説明をいただきましたが、何かございますか。

〔発言する人なし〕

○吉成委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○吉成委員長 それでは(3)のその他で皆さんからございますか。

佐藤委員。

○佐藤委員 今、いろんな形で会派のほうで検討するということになってはいますが、いつまでにはこれはこっちに戻すんですか。

○吉成委員長 大きな4のほうで説明をしようかなと思ったんですが。

○佐藤委員 わかりました。

○吉成委員長 それではいいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

—————◇—————

◎その他

○吉成委員長 4のその他について。

今後、今、決めなくちゃいけない点に關しましては、議会最終日前の18日に議会運営委員会を開催したいと思います。その中で、今、提案をさせていただいた来年の12月議会の日程の決定、それから来年度5月の臨時議会の日程の決定をしていきたいと思います。

それとあわせて、タブレットの端末使用の基準、これについても当然協議はしますけれども、協議を18日にして本決定にしていきたいと思いますので、その3点まずはお願いします。

あとは、先ほどるるさまさまな説明をさせていただきましたが、それについての会派での意見交換、協議はしておいていただければと思いますので、あわせてお願いをいたします。

大きなその他、皆さんからございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○吉成委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

—————◇—————

◎散会の宣告

○吉成委員長 それでは、ちょっと長時間になってしまいましたが、以上をもちまして議会運営委員会を終了させていただきます。

大変にありがとうございました。

散会 午前11時35分